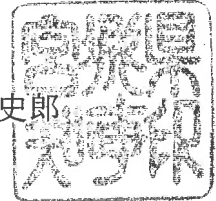


環 政 第 1、6 4 号
平成13年3月27日

宮城県土地開発公社理事長 殿

宮城県知事 浅野 史郎



大和リサーチパーク造成事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書
について（送付）

平成12年10月5日付けで提出のありました環境影響評価方法書に対する意見書を別紙のとおり作成したので、宮城県環境影響評価条例第10条第1項の規定により送付します。

環境政策課 環境影響評価班

TEL022-211-2664 FAX022-211-2669

(別紙)

環境影響評価方法書に対する意見書

1 対象事業の種類及び名称

種類 工場・事業場用地造成事業（第一種事業）

名称 大和リサーチパーク造成事業

2 対象事業実施区域

大和町小野字前沢地内

3 事業者の氏名及び住所

氏名 宮城県土地開発公社 理事長 森 熊三郎

住所 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館4階

4 知事意見の内容

1) 全般的事項

(1) 事業計画地が市街地に隣接する丘陵地であることから、その特性を踏まえて、環境施設帯（宅地内緑地）の適切な管理も含め、周辺の自然環境の保全と調和を考慮し、その調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 当該事業では、先端技術産業の工場立地が計画されていることから、その事業活動が環境に与える負荷を考慮し、必要に応じて大気汚染物質、水質汚濁物質及び廃棄物等の調査、予測及び評価を適切に行うこと。

(3) 環境影響評価準備書においては、施設や工事の計画についても、可能な限り具体的に記載すること。また、文献や事例又はその解析方法等を引用する場合は、その可否について検討した上で、文献名等を具体的に明示し、引用すること。

2) 個別的事項

(大気環境)

(1) 事業計画地に近接して住宅団地等が存在することから、工事に伴い発生する粉じんの影響の検討にあたっては、現況調査地点の追加も含めて、適切な調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音については、測定地点のみの視点ではなく、それらのつながりをもとに影響を面として捉え、予測及び評価を行うこと。

(水環境)

濁水の影響については、沈砂池へ流入する濁水のSSの初期濃度を設定するときに、土砂の粒度を検討して最大粒径を決定し、予測及び評価を行うこと。

(土壌環境)

(1) 地形及び地質の影響については、ボーリング調査地点として、計画地内東側谷沿いの盛土地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 土壌汚染については、切土量の多くなる地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(動物、植物、生態系)

(1) 鳥類の生息状況を適切に把握するため、北側の半自然林及び南側のアカマツ人工林内のルートを追加することや、夜間調査も行った上で、予測及び評価を行うこと。

(2) 水生動物調査地点として、1地点のため池を選定しているが、他のため池も調査し、特に、底性動物の調査は、底質や流速を考慮して行うこと。

(3) 重要な植物種や植物群落の抽出にあたっては、周辺で実施された学術調査報告書や既存の環境影響評価書、市町村誌など、さらに多くの文献等を参照すること。

(4) 植生・植物群落調査は、早春植物の生育状況についても調査を行うこと。

(5) 動植物、生態系の現況調査は、既存の宅地等についても行うとともに、植生調査の調査地点は、現地の状況に応じて適切に設定すること。

(6) 今後の調査で行動圏の広い動物が確認された場合は、それらの動物の生息状況及び生息環境を把握するため、必要に応じて動植物、生態系の調査範囲の拡大や、調査期間の延長を行い、調査、予測及び評価を行うこと。

(7) 事業計画地やその周辺の生態系の特性を把握するために、上位性、典型性、特殊性を示す種・群集を抽出しているが、典型性については地域の生態系の中で重要な機能的役割を持つ種・群集や、生物の多様性を特徴づける種・群集にも着目し、再度、既存資料等からの抽出を行った上で、現地調査を行うこと。また、動植物については、全体的な動物相や生息地の変化及び植物相や生育地の変化を把握し、予測及び評価を行うこと。